

# 議 事 録

令和3年度四万十町農業委員会8月総会

日 時	令和3年8月26日(木)午後2時30分	開議
場 所	四万十町役場 十和地域振興局 2階	大ホール
日 程	第1	指定第9号 会期の決定について
	第2	指定第10号 議事録署名委員の指名について
	第3	報告第10号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
	第4	報告第11号 農地法第3条の3の規定による届出について
	第5	報告第12号 非農地証明事務処理報告
	第6	議案第24号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
	第7	議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
	第8	議案第26号 四万十町農用地利用集積計画の決定について
	第9	議案第27号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について
	第10	議案第28号 経営基盤強化促進法に基づく「市町村基本構想」の変更について
	第11	その他

## 〔出席委員〕

- |            |           |           |           |           |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章   | 2. 掛水 誠幸  | 3. 廣井 栄治  | 4. 小野 重明  | 5. 濱田 誠   |
| 6. 下元 誠一郎  | 7. 欠席     | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 太田 祥一  | 10. 山本 道雄 |
| 11. 甫喜本 治誠 | 12. 山脇 文男 | 13. 伊東 智江 | 14. 武内 道則 | 15. 吉良 榮  |
| 16. 竹内 純   | 17. 中原 英昭 | 18. 宮脇 眞弓 | 19. 林 幸一  |           |
| 20. 中城 康子  | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 窪田 良一  | 26. 甲把 雄  | 27. 市川 正司 | 28. 欠席    | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 欠席     | 31. 欠員    | 32. 欠席    | 33. 東出 一茂 | 34. 宮谷 和夫 |
| 35. 山崎 力   | 36. 上野 渡  | 37. 田村 守  | 38. 佐々木 通 | 39. 梶原 美智 |

## 〔欠席委員〕

- 7 浜田 大彰、28 大西 博之、30 澤田 憲男、32 山本 奨一

## 〔事務局〕

西田 尚子・杉本 孝成・池本 拓矢・宮本 和也・森本 太貴・山川 美恵

## 〔農林水産課〕

高橋 亮・中村 江里

事務局長        今の体制での最後の総会となりました。それではただ今より、令和3年度四万十町農業委員会8月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、会長よりご挨拶申し上げます。

会長            ただ今局長が申されたとおり、今期最後の総会となりました。本当に皆さんお疲れ様でした。3年前の9月1日に農業委員が半分になり、新たに最適化推進委員が出来て39名でスタートしました。私も最初、議決権がないなど色々な事もありまして、違和感を覚えながら進めたところでした。皆さんの協力のおかげと局長を始め事務局のおかげでこの3年が終わろうとしています。本当にありがとうございます。これまでは、大正・十和農地部会、窪川農地部会と別々に審議をしていました。3年前からみんなで一緒に審議して来ました。皆さんが情報共有出来たことは、良かったと感じています。特に、大正・十和の委員の皆さんにとっては、窪川エリアでこれだけ集積があったりとか、案件が多いというのも参考になったかなと思います。そういう意味でも良かった面も1つはあったかなと思っています。

私事ではありますが、今期最後となりましたが、平成5年の7月に旧大正町の農業委員になり、18年に四万十町が誕生し、4月から窪川の市川会長にやっていただき、8月、2期目からの農業委員会会長をやらせていただきました。15年本当に長い間務めさせていただきましたが、これも皆さんのおかげです。感謝しても足りません。

この15年間色々な体験もし、色々な視察もしてきたわけですが、今一番思い出に残るのは、東北の震災の復興を農業委員会で視察に行かせてもらいました。宮城県の亘理町の農業委員会会長の青柳会長という方がおられまして、話を聞かせていただきました。声を震わせながら私たちに話をさせていただきました。後でお聞きしたのですが、青柳会長は畑で作業をしていて津波にあったと。木に登って本人は助かったそうですが、家族を亡くしているそうです。こんな言いたくないことも農業委員会が来るということで、快く受け入れさせていただきました。その方が、「絶対に逃げてください。何はともあれ逃げてください。」という言葉がずっと頭に残っています。それから、色々話を聞く中で復興に対して家の位置がすぐ分かる国調をやりなさい、国調をやることによって復興もすぐできますよとお聞きしまして、意見の提出をしました。今回の意見書の提出は、山本委員長を中心に提出していただいて、何回も同じ事を意見書に挙げていた、大正・十和の支援センターの件を執行部も前向きに考えていただいております。

いよいよ9月1日に新しい組織が誕生するわけです。大半の委員さんが残っていただきますし、事務局もばっちりですので全然心配しておりません。先日、県の中山間の聞き取り調査を受けましたが、10年ぶりに県が調査しています。この15年という期間は、中山間の中では、変化をしていると思います。そういう意味では、高齢化と担い手不足の厳しさは益々増してくると思います。ただ、県内で1番最初に人・農地プランを皆さんのおかげで出来ました。5年後まではこうしますよという話し合いは出来たと思います。それを1つ大事にしながら地域の農家、集落の皆さんと話を進めながら見直しをしながら、地域が元気になって繋がっていきけるような方向に導いていただきたいと考えております。9月1日からの新しい組織につ



筆あり、合計2筆。面積2,578㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和3年7月8日です。

なおこの1、2番については、あとの配分計画で、再配分するための合意解約になります。

続いて番号3番、土地の所在地、若井川字下沢1769番、地目、田、面積2,323㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和3年8月2日です。

この3番については、あとの3条で、別の耕作者に所有権移転するための合意解約になります。説明は以上になります。

議長 報告第10号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありますか。

特になければ、報告第10号は終わります。

議長 続いて、日程第4 報告第11号 「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第11号 「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明します。議案書は、4ページです。件数につきましては、窪川地域の2件になります。なお、相続人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

番号1番 土地の所在、東大奈路字下モ窪331番6、地目、畑、面積、595㎡以下4筆あり、合計5筆で、面積が1,264㎡です。届出日、令和3年8月2日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望ありとなっております。

希望ありとなっておりますが、届出の土地はほとんどが耕作しておらず、耕作できる状態の土地については、中間管理機構等にご相談いただくように返答させていただいています。

続いて番号2番、土地の所在、興津字東屋敷1284番1、地目、畑、面積398㎡。以下6筆あり、合計7筆で、面積が3,683.86㎡です。

今回、登記地目が宅地の土地も含まれていますが、現況を確認したところ農地でしたので、農地として受理したことを報告します。届出日、令和3年8月10日、届出事由 相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。

なお、この2番につきましては、このあとの3条で所有権の移転をする計画となっております。説明は以上となります。

議長 報告第11号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありますか。

特になければ、報告第11号は終わります。

議長 続いて、日程第5 報告第12号 「非農地証明事務処理報告」について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 12 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書 5 ページをご覧ください。今月は窪川地域 3 件となっております。

番号 1 番。添付資料は 1 ページから 2 ページです。東川角字高岡乙 4 番 1、地目、田、面積、362 m<sup>2</sup>です。申請地は昭和 40 年頃に畜舎を建設し、昭和 53 年頃から農業用倉庫として使用しております。令和 3 年 7 月 12 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエイ 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地と認め非農地証明を発行しております。

番号 2 番。添付資料は 3 ページから 8 ページです。窪川中津川字宮ノ前 873 番 1、地目、畑、面積、41 m<sup>2</sup>です。外 6 筆あり、合計 7 筆で面積は 1,841 m<sup>2</sup>です。873 番 1、873 番 2、873 番 3、945 番 1、967 番 1 は約 30 年耕作されず山林又は原野の状態となっており、877 番、968 番 1 は昭和 56 年頃に植林し山林となっております。令和 3 年 8 月 4 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地と証明基準のエイ 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地と認め非農地証明を発行しております。

番号 3 番。添付資料は 9 ページから 10 ページです。平串字坂元 384 番、地目、田、面積 749 m<sup>2</sup>です。申請地は平成 10 年頃に耕作者が不在となり、写真ではわかりにくいですが、水が溜まり湿地で原野となっております。令和 3 年 8 月 6 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地と認め非農地証明を発行しております。以上です。

議長

報告第 12 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理作業報告ですが何かありますか。

17 番、中原英昭委員。

17 番

3 番の件ですが、周りに色々田んぼらしきものがあるのですが、そこは普通に田んぼで真ん中のそこだけがというのと、非農地証明出してくるという事は、なんかしようとしているのですか。

事務局

9 ページの地図を見ていただきたいです。今回 384 番がありますが、この奥の方に家の跡がありますが、この界限一帯を以前に非農地証明を出した経過があります。今現在その部分は、ソーラーにするようで、この前確認に行ったら家も無くなって更地になっておりました。今回の非農地証明の場所も同じ持ち主の方です。

周辺ですが、周辺一帯いつ非農地証明を発行してもいい状態の土地ばかりで、ここだけが草が生えてなくて、田んぼじゃないかという感じですが、現地を見ましたら、水が溜まって湿地状態で草がこれ以上生えないような状態の場所になっていきます。

議長

他にありませんか。

特になければ、報告第 12 号は終わります。

議長 続いて、日程第 6 議案第 24 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 24 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」ご説明いたします。議案書は 6 ページです。件数につきましては窪川地域の 3 件となっております。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。申請地の位置は添付資料の 11 ページからご覧ください。

番号 1 からご説明します。土地の所在地、若井川字大田 1582 番、地目、田、面積 1,215 m<sup>2</sup>です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

続いて番号 2、土地の所在地、若井川字下沢 1769 番、地目、田、面積 2,323 m<sup>2</sup>です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

続いて番号 3、土地の所在地、興津字東屋敷 1284 番 1、地目、畑、面積 398 m<sup>2</sup>以下 6 筆ありまして、合計 7 筆 面積 3,683.86 m<sup>2</sup>です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は今回、申請している面積で達成しております。申請地ではミョウガを栽培する計画となっております。

以上、今回申請のあった議案につきましては農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

議長 議案第 24 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。1 番、2 番一緒に、23 番 西内一隆委員。

23 番 1 番、2 番順番に説明させていただきます。番号 1 番について、8 月 21 日に現地にて譲受人と確認しました。現況地目は、圃場整備済みの田で譲受人は、水稻を栽培する兼業農家です。年間の農業の作業日数等も問題なく売買による所有権移転は問題ないと判断します。

番号 2 について、8 月 22 日現地にて譲受人と確認しました。現況地目は、圃場整備済みの田で譲受人の家は、生姜、ニラ、水稻を栽培する専業農家で、売買による所有権移転は問題ないと判断しました。以上です。

議長 それでは、番号 3 番。33 番 東出一茂委員。

33 番 番号 3 番について、譲渡人、譲受人から確認しました。現況は、畑であることを確認しています。取得する周辺は、宅地ですが竹垣で塀をして営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲渡人は、高齢で耕作も困難なため、売買に至

ったようです。譲渡人は、地域の担い手であり意欲ある農家です。ミョウガを作る予定です。特に問題ないと判断しました。

議長 議案第 24 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 24 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 24 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 25 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 25 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明いたします。議案書は 7 ページです。今月は窪川地域の 1 件です。添付資料は 14 ページから 17 ページです。

申請地は、1 筆。土地の所在、富岡字下ノ駄場 116 番 1、登記地目、田、面積 256 m<sup>2</sup>の農地です。権利事由は売買による所有権移転です。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。転用目的は一般住宅の新設です。転用理由は、現在の住居が、高速道路の延伸により立ち退きとなり適地を探していたところ、譲渡人から申請地を譲っていただけることとなり、現在の居住地からも近く、また道路にも面し利便性も良いことから、当該地に自己住宅を新たに建設するものです。

農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地内であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。転用計画につきましては、添付資料の 15 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車スペース、物干しスペース、家庭菜園スペース等に整備する計画です。

周囲の状況・影響については、東側及び西側が宅地、北側は山林、南側は町道、水路を挟んで同意有の農地で、特に影響はないものと考えています。土地の造成計画については、整地のみで砂利敷きとします。進入計画については、申請地西側の町道より進入します。進入路の取り合わせ工事 はありません。排水計画に

ついてですが、雨水は自然浸透とし、汚水は合併処理浄化槽を設置し隣地の既存埋設排水管に接続させ排水します。接続に係る同意も得ております。資金計画については、高速道立ち退きによる補償金により、必要な事業費を確保していることを確認しています。説明は以上です。

議長 議案第 25 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。29 番 石田芳秋委員。

29 番 譲受人に確認しました。譲受人は、以前から早く家を建てたいという事で色々探していたそうですが、なかなか適当な土地が見つからなかったようです。一人で生活するには、十分な計画で適当だと判断しました。両隣も立ち退きの家が建っておりまして、その真ん中に家を建てる様な形になります。周りの農地等への影響はないと考えます。

議長 議案第 25 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

議長 高速の関係の立ち退きはまだまだありますか。

事務局 あと 2 件ぐらいは聞いています。ひょっとしたらまだあるのかもしれませんが。

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 25 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 25 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 26 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 26 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 3 年 9 月 1 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願いします。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。議案書は 8 ページから、添付資料については 18 ページからにな



ります。

件数につきましては8件で6件が窪川地域、2件が西部地域となっております。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号1番からご説明します。土地の所在地、奥呉地字平野屋敷920番、地目、田、面積、2,868㎡です。設定は新規です。期間は令和3年9月1日から令和7年8月31日までの4年間です。生姜を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

権利設定後経営面積が3反以下で下限面積について、ギリギリ達成はしていませんが、設定を受ける者は町の基本構想にのっとっている認定新規就農者です。基本構想の中の青年等就農計画で生姜の目標経営指数である5反以上を5年のうちに達成する計画も立てておりますので、可能と判断しております。

続いて番号2番、土地の所在地、口神ノ川字堂ノ川1794番、地目、田、面積、431㎡以下2筆あり、合計3筆 面積1,512㎡です。設定は新規です。期間は令和3年9月1日から令和8年8月31日までの5年間です。生姜を栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続いて番号3番と4番については利用権の設定を受ける者が同じになります。番号3番、土地の所在地、興津字瀧ノ下203番1、地目、田、面積、742㎡。番号4番土地の所在地、興津字瀧ノ下203番2、地目、田、面積、852㎡。番号3番、4番ともに設定は新規、期間は令和3年9月1日から令和13年8月31日までの10年間です。ミョウガを栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続いて番号5番、6番については利用権の設定を受ける者が中間管理機構となっております。番号5番 土地の所在地、興津字元地3601番、地目、田、面積、653㎡。番号6番 土地の所在地、興津字元地3602番1、地目、田、面積、100㎡。以下3筆あり、合計4筆、面積2,143㎡です。番号5番、6番ともに設定は新規、期間は令和3年9月1日から令和9年8月31日までの6年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。窪川地域は以上です。

事務局

続きまして西部地域からです。

番号7、土地の所在地、大井川字奈路1550番1、地目は田、面積1,709㎡です。設定は新規の設定になります。期間は、令和3年9月1日から令和7年3月31日までの3年7ヶ月になります。作物は、落花生を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続きまして、番号8は利用権の設定を受ける者が中間管理機構となっております。土地の所在地、上岡字宮ノ前701番、地目は田、面積、1,489㎡です。外1筆ありまして、合計2筆、面積が2,402㎡です。設定は新規の設定になります。期間は、令和3年9月1日から令和13年8月31日までの10年になります。権利の種類は、使用貸借権の設定です。以上です。

議長

議案第26号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番から。事務局。

事務局 大西委員から話を伺っております。借受人から話を伺っており、去年から兄弟さんの元、手伝いをして農業を始め今年から本格的に農地を借りて始めるそうです。借受人は、一人ではなく共同作業で農作業をするそうです。周辺にも影響なく問題ないと伺っております。

議長 それでは、番号2番。3番 廣井栄治委員。

3番 番号2の件につきまして、現地を確認しまして借受人より聞き取りをさせていただきました。貸出人につきましては、非常に高齢でありまして、借りてくれる方を探していたそうです。借受人は、新規で農業を始めまして貸してもらえそうな農地を探していたところ、そういう話が伝わったそうです。で、今回の申請になったそうです。新規就農者のため、認定農業者ではありませんが、今後は申請も考えているそうです。現地は、非常に綺麗に管理されています。新規の設定ではありますが、特に問題ないと判断します。

議長 それでは、番号3番、4番の案件。33番 東出一茂委員。

33番 番号3番、4番につきまして借受人から確認しました。現況は、畑であることを確認しています。借受人は、農地を有効に利用して年間150日以上農作業に従事することを確認しています。取得する周辺農地には悪影響を与えない事を確認しています。借受人は、認定農業者であり地域の担い手です。ミョウガを作る計画です。特に問題ないと判断しました。

議長 番号7番の案件。13番 伊東智江委員。

13番 番号7について借受人から確認しました。借受人は、以前からここで耕作されていたのですが、土地の前所有者の死亡により娘さんの名義に変更になりました。今回、新名義人である娘さんとの契約となっております。内容も利用集積計画のとおりであり、新規の設定とはなっていますが、特に問題ないと判断しました。

議長 議案第26号について質疑を許します。質疑はありますか。  
2番 掛水誠幸委員。

2番 3番、4番について、いつも興津の件が出てきたら聞いていますが、これは施設が建っていますよね。出来たら施設がある所は施設が建っておりますということを書いてもらえたらありがたいです。

議長 事務局が先ほど説明した、1番の案件については、下限面積が足りていないが、町の認定新規就農者という事で、後で皆さんにお諮りします町の基本的な構想の中に載っている、生姜でしたら5反という数字が出ていますが、これを5年間で

クリアするというので、下限面積が足りませんが、利用権設定が出来ます。  
他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第 26 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決  
することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第 26 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案  
のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 議案第 27 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定に  
ついて」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 27 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」説明します。  
別紙のとおり農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出がありましたの  
で、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見の決定  
を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いします。議案書は 14 ページにな  
ります。権利の設定を受ける者の氏名・住所・賃借料についてはお手元の議案書の  
とおりです。添付資料は 40 ページからご覧ください。件数につきましては 4 件あ  
り、窪川地域が 3 件、西部地域が 1 件です。

番号 1 番 2 番については権利の設定を受ける者が同じになります。番号 1 番、土  
地の所在地、興津字元地 3601 番、地目、田、面積、653 ㎡、以下 4 筆あり、合計 5  
筆で、面積は 2,796 ㎡です。権利の種類は賃貸借権の設定です。期間は県認可日か  
ら令和 9 年 8 月 31 日までです。施設野菜を栽培する予定です。

番号 2 番、土地の所在地、興津字元地 3600 番、地目、田、面積、1,515 ㎡、以下  
1 筆あり、合計 2 筆で、面積は 2,578 ㎡です。権利の種類は賃貸借権の設定です。  
期間は県認可日から令和 9 年 8 月 31 日までです。施設野菜を栽培する予定です。  
こちらは再配分になります。

番号 3 番、土地の所在地、興津字元地 3611 番、地目、田、登記面積 494 ㎡のう  
ち 283 ㎡、以下 2 筆あり、合計 3 筆で、面積は登記面積 2,090 ㎡のうち 1,879 ㎡で  
す。権利の種類は賃貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 9 年 8 月 31 日ま  
でです。施設野菜を栽培する予定です。こちらでも再配分になります。窪川地域は以  
上になります。

事務局

続きまして、西部地域からです。

番号4、土地の所在地、上岡字宮ノ前701番、地目、田、面積、1,489㎡、以下1筆あり、合計2筆、面積、2,402㎡です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。期間は、県認可から令和13年8月31日までで、水稻を栽培する計画です。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

1番、2番の案件。33番 東出一茂委員。

33番

1番、2番について、貸付人、借受人から確認しました。現状は畑であり、施設が建っています。借受人は、農地を有効的に利用して年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。取得する周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。施設野菜となっていますが、ミョウガを作る計画です。配分計画案どおり、問題ないと判断します。借受人は、認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。特に問題ないと判断しました。以上です。

議長

それでは、3番の案件。33番 東出一茂委員。

33番

番号3番について、貸付人、借受人から確認しました。現状は畑であり、施設が建っています。借受人は、認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。借受人は、農地を有効的に利用し、年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。取得する農地の周辺農地には、営農上悪影響を与えないことを確認しています。ミョウガを作る計画です。再配分であり特に問題ないと判断しました。

議長

それでは、番号4番。37番 田村守委員。

37番

先日21日に、借受人から話を聞いて来ました。現状は田であることを確認しています。貸出人が、田んぼを荒らしたくないので作ってくれんろうかと話があったそうです。借受人は、長年農業をされており経験も豊富な人です。周辺農地に影響を与えないことを確認しています。計画案のとおり問題ないと判断しました。以上です。

議長

議案第27号について質疑を許します。質疑はありますか。

17番 中原英昭委員。

17番

僕も施設で花を作っているのですが、それでちょっと聞きたいのですが。施設が建ってて、1番も2番も3番も全部反6万円ですよ。これって、見た目が全く同じ施設が建ってるのか、施設の良し悪しでこの金額が変わるのですか。貸している人が皆一緒、借りている人が一緒なら同じというのは分かるけど、違う人と思うので、それで同じというのは計算の方法とかがあるのか。

33 番 大体この地区のハウスは反 6 万円です。

議長 そういうことで 6 万だそうです。  
他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第 27 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第 27 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 10 議案第 28 号 「経営基盤強化促進法に基づく「市町村基本構想」の変更に対する意見決定について」を議題とします。

本議案は、農業経営基盤強化促進法施行規則第 7 条に基づき、令和 3 年 8 月 6 日付けで、町長より協議のありました、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、農業委員会の意見を具申するものであります。担当課の説明を求めます。

農林水産課 農林水産課の中村と申します。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案についてご説明させていただきます。こちらの基本的な構想が、四万十町の農業経営の指標や農地の利用目標や、農業経営者への支援について総合的に定めたものになっています。こちらの元になるのが、農業経営基盤強化促進法がありまして、そちらが昨年度 4 月 1 日に変更されたことを受け、それに伴い高知県が農業経営基盤強化促進に関する基本方針を変更しました。それに沿って市町村も今年度中に基本構想を変更しなければならないということで、今回皆さんに協議をしていただきたいと思います。

A4 の資料に沿って話をします。主な変更点としてあるのですが、県の方針に合わせて、様式や言い回しを変更したものも入っております。こちらの軽微な変更については、割愛させていただきます。

農業経営基盤強化促進法の改正を受けて、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に移行されることになりましたので、農地利用集積円滑事業に該当する箇所を全て削除しております。

次に、6 ページになります。四万十町の青年等の育成・確保目標が 20 人でしたが

30 人に変更させていただきたいと思います。近年、四万十町の新規就農者数が 30 人前後で推移していることもありまして、目標を上げるということになりました。

7 ページ、個別経営体事例の中に、施設ピーマンの営農類型がありますが、そちらに夏秋ピーマンという項目を新たに追加しております。

8 ページ、同じく個別経営体事例の生姜の経営面積を 150a から 60a に変更しております。現在は、生姜の単価が以前作成した時よりも上がっていることもありまして、現在の水準に合わせたものに修正しました。

11 ページ、営農類型の施設ピーマンの生産方式に促成栽培の項目を追加していません。

12 ページ、現行の施設ピーマンを夏秋ピーマンに変更しまして、経営面積を 22a から 15a に変更した上で、生産方式に雨除け栽培暖房機不要を追加。管理経営の方法に重油とあったのですが、こちらを削除しています。

13 ページの真ん中に枠で囲っていますが、効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標とありますが、こちらが 58% から概ね 58% と変更しております。

44 ページ、こちら利用権設定又は移転を受ける場合とありますが、存続期間にハウス導入の場合の年数を追加しております。

簡単ではありますが、基本構想の主な変更点を説明させていただきました。何かご質問等ありませんか。

議長 担当課の説明が終わりました。

議長 議案第 28 号について質疑を許します。質疑はありませんか。  
2 番 掛水誠幸委員。

2 番 8 ページの生姜ですが、今から削除できるか入れたままでも構いませんが、生姜の栽培は、昔井戸を使って灌水をしていたのですが、最近、井戸水でも細菌が入るという事で井戸を掘っている方でも利用していないので、この井戸灌水施設が必要なのかなと読んでいた中で思いました。そちらの計画ですので、どうするのか農林水産課で決定されたらいいと思いますが、意見として言わせてもらいます。

農林水産課 検討させていただきます。

議長 甲把委員、今は全然使っていませんか。

26 番 他の水はかけた事がないです。

議長 17 番 中原英昭委員。

17 番 8 ページの施設スプレー菊の所ですが、スプレー菊は電照菊なので、これ見たらミョウガの方には電照設備が入っているのに、電照設備が入っていないとスプレー菊

は作れません。

もう一つ聞きたいのが、2にあって2-2に無いのは若者を募集していないのか。

農林水産課 検討させていただきます。2-2にないのは、そういう事です。

議長 そういう事です。他にありませんか。6番 下元誠一郎委員。

6番 7ページの第2の個別経営体事例と11ページの2-2の営農類型の面積とかが違うのは？夏秋ピーマンで見たら、7ページは20a、12ページでは15aになっているが、どういう風に見たらいいのか。

農林水産課 農林水産課 高橋です。いつもお世話になっております。先程の間ですが、7ページの第2の方は、認定農業者を認定する時の所得目標の概ね300万から400万を目指すためには、こういった取り組みが必要ですよということが書かれています。11ページの第2-2については、新規就農者が青年等就農計画というものを立てて、概ね250万円以上の所得を目指すためにこういった取り組みが必要ですよという指標を見せております。その違いになります。

6番 新規就農者と認定農業者が一緒の場合はどうなりますか。

農林水産課 認定農業者と新規就農者は同時にはなれないので、就農を開始して5年目までの方は、認定新規就農者になります。それ以降の方は、認定農業者になります。1年目から認定農業者にもなれますので、どちらを選択してもらっても構いません。1年目は、どちらでも選択できるのですが、使う支援制度によって認定農業者になっておかないと資金が借りれないとか、認定新規就農者でないと使えない支援制度もありますので、それは、農業者に選んでもらう形になります。

議長 概ね250万でも認定農業者や認定新規就農者になれるのか。

農林水産課 概ね250万であれば、認定新規就農者にしかなれません。

議長 他にありませんか。

農林水産課 先程意見を頂いた、スプレー菊の電照設備の追加と、生姜の井戸の件の削除については検討して計画を作りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 皆さん他にありませんか。

議長 2番 掛水誠幸委員。

2番 私も元は町の職員として、農業分野の担当はした事が無かったですが、実質農業

をしてなかった時に、農業分野になったらどうしようと悩んだことがあります。全然農業の事も知らないのに、農業の計画届とか漁業のことを知らないのに漁業の計画を作ったりとか、町の職員は大変やと思います。これは、町長に対して言わないといけないことですが、農協の職員とか県の普及所の職員は、農業分野に携わった人は、農業研修等に年間何日か入っています。職員さんの事を考えると農業分野に行った方は、何日間かの農業研修に出るとか、漁業分野に行ったら漁業の研修に出るとか、商工会の担当になったら商工会に入って勉強させてもらおうとか、それを今後やることによって、発展するのではないかと思いますので、1つの意見として町長まであげて欲しいと思います。

議長 意見としてあげていけばと思います。

農林水産課 はい。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採択します。

議案第28号 「経営基盤強化促進法に基づく「市町村基本構想」の変更に対する意見決定について」は、異議ない旨、四万十町長へ回答することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって議案第28号 「経営基盤強化促進法に基づく「市町村基本構想」の変更に対する意見決定について」は異議のない旨四万十町長へ回答することに決定しました。

なお、軽微な変更や修正がある場合は、町当局と会長の協議で行うものと思いたいと思います。

ご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議が無いようですので、そのように決定いたします。

議長 続いて、日程第11 その他の件について議題とします。  
事務局ではありませんか。



事務局 利用状況調査の農地パトロールについて、7月8日と暑い中調査ありがとうございました。調査していただいた結果については、提出がまだの方は提出をお願いします。昨年から変更がなければ、そのことを教えていただければと思います。今回の調査で、A分類に該当している農地につきましては、その後、意向調査を行っていただく必要があります。事務局で、結果を整理して該当になる委員さんには改めて案内をさせていただきます。

事務局 今年度の西部地区産業祭の開催について、ご報告させていただきます。実行委員と協議を重ねまして、皆さんご存知のとおりコロナウイルスが猛威を振るっておりまして、今年度も西部地区産業祭は中止ということに決定をしました。委員の皆さんにおかれましては、ジャンボかぼちゃの栽培等をしていただいております。この場をお借りしまして、お礼を申し上げます。昨年度は、秋口に落ち着きを見せていたので、道の駅でジャンボかぼちゃの重さ当てクイズをやらせていただきました。また、道の駅等々で展示もさせていただいたのですが、今年も分かりませんが、今後の状況を見て、可能でありましたら次年度に向けてのPRイベント等を開催したいなと思います。これはまだ確定ではありませんが、ハロウィンのイベントにジャンボかぼちゃを使えないかと相談も受けています。委員の皆さんがよろしければ、そういった所にジャンボかぼちゃを提供していただけて、有効に活用させていただければと思います。なお、カボチャの回収については、農業委員会事務局から案内をさせていただきます。去年と同様の形になるかとは思いますが、回収はさせていただきますので、その時にご協力をお願いします。

議長 委員の皆さんで何かありませんか。  
15番 吉良榮委員。

15番 9月から新しい体制になるのですが、自分が初めて農業委員になった時に、1番困ったことが、自分が担当する所が特別な感じで、前の委員さんが亡くなってから引き継いだわけですが、自分が受けた時は、何も引き継ぎもない状態で受けたので、9月に新たになる時に、窪川地区は引き継ぎとかしていたのか聞きたい。

2番 ありません。

1番 引き継ぎはしていないけど、図面を渡していかないと困ると思う。

事務局 図面は、事務局の方で、作成中でお渡しできる予定です。なお、新たな委員さんは、担当地区が分からないかもしれませんので、分からないことは、前の委員さんに聞いてくださいと言わせてもらってもよろしいでしょうか。新しい委員さんに対して、前回ほどおいでにならないので、今の予定では9月21日に、新しい委員さんだけ集まっていたら、農地法のことであるとか、全体の農業委員とはこうですよ、推進委員とはこう違うんですよとかの話をさせていただきたいなと今、計画しております。



議長

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。  
ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和3年度 四万十町農業委員会 8  
月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後4時45分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和3年 月 日

会 長

---

署名委員 17 番

---

署名委員 38 番

---